

令和6年度 第2回 柏原市都市計画審議会

議 案 書

議第52号 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(柏原市決定)

日時：令和6年11月26日(火) 午後3時00分から

場所：柏原市役所 本館4階 大会議室

議 第 52 号
令和6年11月26日

柏原市都市計画審議会会長 様

柏原市長 富宅 正浩

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議
します。

理 由

生産緑地地区は、柏原市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるものである。

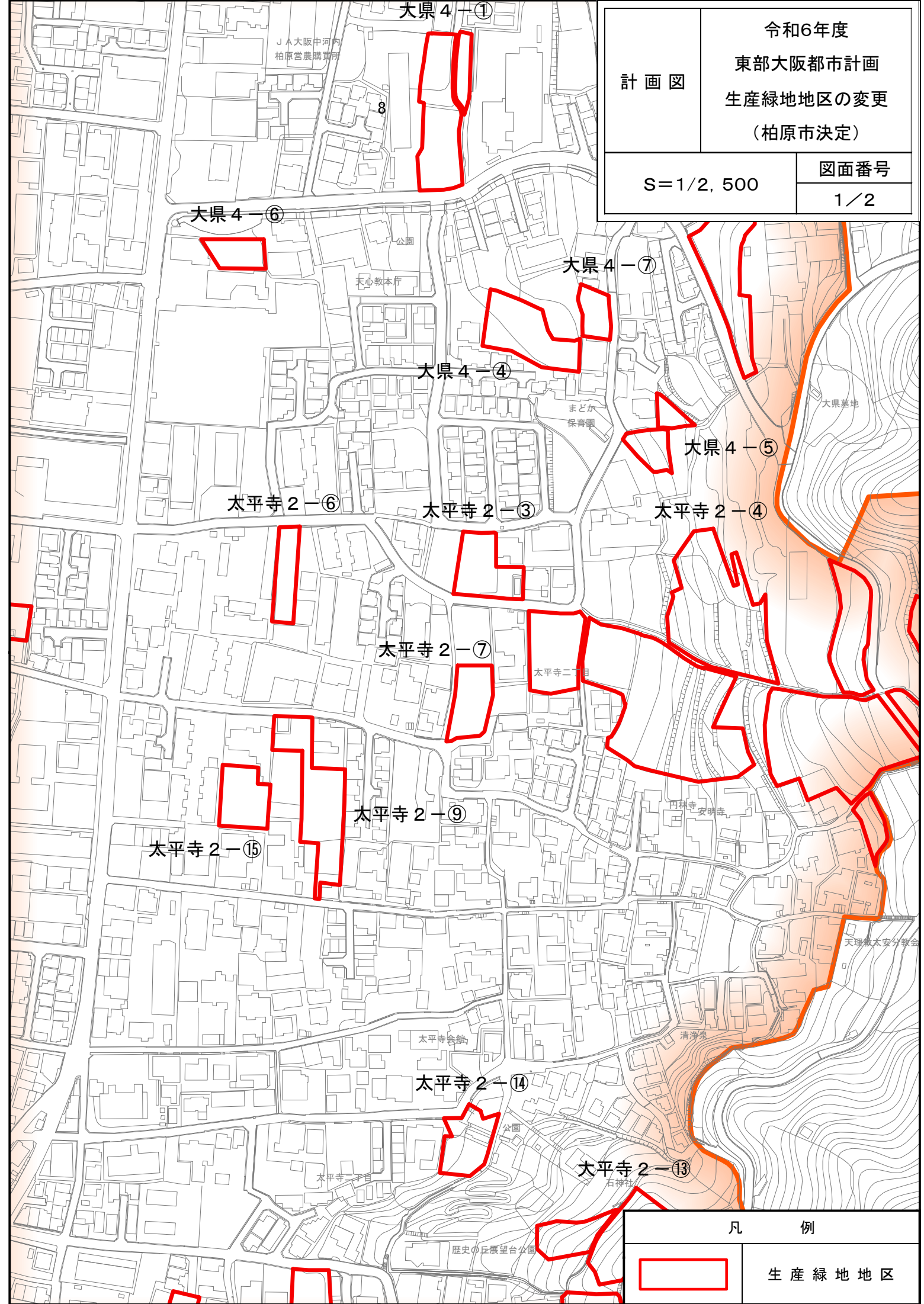
本案は、生産緑地法第 10 条に基づく「買取りの申出」に伴う、同法第 14 条による「行為の制限解除」がされた地区の区域変更を行うものである。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(柏原市決定)

都市計画生産緑地地区を、次のように変更する。

名称	位置	面積	備考	図面番号
太平寺2－⑦	柏原市太平寺2丁目地内	約 0.08 ha	区域変更	1 / 2
円明町－③	柏原市円明町地内	約 0.14 ha	区域変更	2 / 2
小 計	2 地区	約 0.22 ha	区域変更 2 地区	
本郷2－①他 188地区	189 地区	約 40.16 ha	変更なし	
合 計	191 地区	約 40.38 ha		

位置及び区域は計画図表示のとおり



計 画 図	令和6年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 (柏原市決定)	
	S=1/2, 500	図面番号 1/2

凡 例	
	生産緑地地区

計 画 図	令和6年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （柏原市決定）	
	S=1/2, 500	図面番号 2/2

(柏原市決定)

図面番号

2/2

